

令和3年第2回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年2月24日（水）午前9時58分から10時16分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第4号 非農地証明願について

第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 川崎 誠

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がお揃いですので、ただいまより令和3年第2回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、7番小笠原

章仁委員、10番宇藤誠朗委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第4号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第4号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]、外3筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、令和2年第6回農業委員会時に審議した、「大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について」で、除外案件としたものになります。計画の変更については、令和2年12月14日付けで県の同意が得られましたので、申請を受付けました。

1月27日に担当委員の三谷委員と事務局都築、兵頭で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請者が町外に住んでおり耕作困難であることから、現況通りの地目に変更し、維持管理を目的とした所有権移転を行う予定であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局からも説明がありましたが、申請地はすでに荒廃しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第4号について、発言のある方は挙手願います。

（発言なし）

発言がないようですので、採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第5号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、11ページをご覧ください。議案第5号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]の1筆で申請理由は

売買です。登記地目、現況地目ともに畑となっており、面積は416㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

2月4日に譲受人立会いのもと、担当委員の原委員と事務局都築、川崎で現地を確認して参りました。

それでは、お手元の資料24ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、19ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、12ページにありますとおり今回申請を含め6,555㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地付近の農地を所有しており自宅も近く、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり2月4日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第5号について、担当委員の説明を求めます。1番原亜由美君。

〔原委員〕

はい、1番の原です。先ほど事務局からも説明がありましたが、譲受人は申請地で野菜の栽培を行うということで、申請農地を含めた一体的な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えております。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第5号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は25ページからとなります。利用権設定の種類については使用貸借権であり、新規設定となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は東庵谷地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また耕作の実績もあり、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行う予定であり、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われれます。ご審議の程よろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に日程第5その他の件について事務局より説明をお願いします。

[事務局書記]

はい、次回3月総会の日程についてですが、3月24日水曜日午前10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくをお願いします。

[議長]

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和3年第2回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 7番

署名委員 10番
